

## 鳥取市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障がい者等の自立生活を支援するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行う場として、鳥取市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において使用する用語の例による。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関する事項
- (5) 障害福祉計画の作成、達成状況の点検及び評価に関する事項
- (6) その他障がい者等の自立に関し必要と認める事項

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 雇用機関関係者
- (5) 障がい者等及びその家族
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他地域の障害福祉の推進のために市長が必要と認めた者

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置き、運営会議において互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長となり、議事を整理する。
- 3 協議会は、各部会から推薦された者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は出席した各部会から推薦された者の過半数で決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第8条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、会長、副会長、及び各部会から推薦された者により構成する。

(部会等)

第9条 協議会に、特定の事項について調査、研究等を行うため、部会を置く。

- (1) 相談支援部会
- (2) 居宅介護サポートネットワーク部会
- (3) 就労支援部会
- (4) 地域移行・権利擁護部会
- (5) 放課後等デイサービス部会
- (6) 乳幼児期・学齢期支援部会
- (7) 地域生活支援拠点等整備部会

2 協議会に、短期集中的に特定の調査、研究等を行うため、ワーキングを置くことができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。